

こぢ企業の労働110番です



(一社) 名北労働基準協会
労働管理推進室長
社会保険労務士 藤原 朋子

「はい、こちら企業の労働110番です」
「今年も派遣法の改正があると思いましたが、何か特に対応しなくてはいけないことはありませんか？」

ご相談は、労働者派遣事業を行う会社のご担当者からでした。
2020年4月、労働者派遣法は大きく改正されました。働き方改革の

柱の一つである同一労働同一賃金を目指し、派遣先均等均衡方式または労働使協定方式のいずれかにより派遣労働者の賃金その他の待遇を決定すること、派遣先は派遣労働者の待遇決定に必要な情報を提供することなどの規定が施行されました。

2021年の労働者派遣法関係の改正について

そして、こうした改正を補完する形で施行規則、指針等の改正が行われ、2021年1月と4月に施行されています。主な内容は次のとおりです。

【2021年1月1日施行】

①派遣労働者の雇入れ時の説明の義務付け
派遣元事業主が行う教育訓練及びキャリアコンサルティングの内容につ

いて、派遣労働者を雇い入れた際に説明することが義務付けられました。

②労働者派遣契約の電磁的記録
労働者派遣契約は、これまで書面により作成することとされていましたが、電磁的記録による作成が可能となりました。

③派遣先における派遣労働者からの苦情の処理
これまで派遣元が主体として派遣労働者からの苦情について対応していましたが、派遣先が使用者としての義務を負う労働関係法令上の問題に関する苦情については、派



遣先が誠実かつ主体的に対応すべきとされました。

④日雇派遣契約解除時の休業手当の支払い
日雇派遣の契約が、派遣労働者の責に帰すべき事由以外で解除となった場合、休業手当の支払い等により、派遣元は使用者としての責任を果たすべきことが明確化されました。

⑤雇用安定措置に関する派遣労働者の意見徴収
特定有期雇用派遣労働者に対し、派遣元は雇用安定措置（派遣先への直接雇用の申し入れ等）を講じなければなりません。その措置について、派遣労働者の希望を聞き、派遣元管理台帳に記載することが義務となりました。

⑥マージン率等のインタネット上での開示

派遣実績、マージン率等情報提供しなくてはならない事項については、原則としてインターネット上で開示することが義務付けられました。

全体的に大きな改正ではありませんが、これまでしつかり履行できていなかった部分について補完がなされた形です。特に③については、派遣元事業主だけでなく、派遣労働者を受け入れている事業主も、派遣労働者が安心して働くことができるように誠実に対応することが必要となります。

◆ 当協会の無料労働相談は、企業の立場にたったアドバイスをを行っています。労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず『企業の労働110番』（☎052-961-110（企業の労働何でも110番））をご利用ください。

イラスト・木村武司

